

(7) 9
 (1)
 (6)
 二の表の
 [略]

二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

ア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダニア、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、イスラ、シリヤ、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

9
(1)
〔6〕
〔略〕
(7) 二の表の第2の水銀に関する水俣条

(7) 二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

ア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルギナファソ、カナダ、チヤード、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ドミニカ共和国、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、ナイジエリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ボルトガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリスチーナ、シリニア、スロベニア、スリナム、スワジ蘭、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英國、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

附 則

この告示は、次の各号に掲げる規定ことに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三の8の(8)の改正規定 平成三十年十二月一日

二 三の9の(7)中「ベトナム」を「バヌアツ、ベトナム」に改める改正規定 平成三十一年一月十四日

三 三の9の(7)中「ガイアナ」を「ギニアビサウ、ガイアナ」に、「アラブ首長国連邦」を「トンガ、アラブ首長国連邦」に改める改正規定 平成三十一年一月二十日

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十九条の二及び第三十九条の四の規定に基づき次のとおり登録を行つたので、同法第三十九条の十第一号の規定に基づき公示する。

登録番号	第十号	登録年月日
	日平成三十一年一月三十日	
	株式会社技術ランプ ファーサービス 12番32号(代表取締役 秋山 敦)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
	東京都港区赤坂一丁目12番32号(代表取締役 秋山 敦)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十九 機器調査 (先行技 電気技 能)	六 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十六 タル調査 (先行技 通信(デジ タル)	七 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十五 術調査 (電力 システム)	八 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十四 術調査 (伝送技 術)	九 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十二 ターフ システィム (電力 システム)	十 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十一 術調査 (イン エイ)	十一 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
三十 術調査 (電力 システム)	十二 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
二十九 術調査 (イン エイ)	十三 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
二十八 ターフ システィム (電力 システム)	十四 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
二十七 術調査 (クラ クテク ニク ン)	十五 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名
二十六 タル調査 (先行技 能)	十六 査(事務機器 先行技術調 査(自然資源 先行技術調 査(自動制御 機械)	登録を受けた者の氏名 に法人稱及び住所は、並びに の代表者の方の氏名